

住まいのリフォームに関する 建築士による建築相談

地震がきたとき、家は大丈夫かな？

建て替えとリフォームの判断基準は？

水回りリフォームの注意点は？



屋根・外壁塗装を行うときの注意点は？

リフォームの見積が適正か知りたい

信頼できる業者の選び方は？

安全・安心・快適生活に向けて

木造・マンションのリフォーム、中古住宅購入、空き家など
住宅に関する事について、経験豊富な建築士のアドバイスを受けることができる
無料相談会を開催します。お住まいに関する困りごとや、
ご心配などがございましたら、ぜひお気軽にお申し込みください。

※本相談会は予約制で、相談時間は1組約30分を想定しています。
※相隣関係など、民事に関する事は対象外です。

2023.

3 / 3

(金)

13:00
～
16:00

会場

箕面市役所 別館6階

申込方法

お電話またはファックス・メールで
下記までお申込みください。

お問い合わせ
お申し込み先



箕面市役所 みどりまちづくり部 審査指導室
TEL:072-723-2121(内線3616) FAX:072-722-2466
MAIL:sidou@maple.city.minoh.lg.jp

箕面市の耐震補助制度

地震等の自然災害に備えて!!

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅が補助対象です。

TOPICS
1

一般的な木造戸建て住宅の場合、**耐震診断が無料**で受けられます。

TOPICS
2

耐震設計に要する費用の一部が、**最大10万円補助**されます。
(設計費の70%かつ上限10万円)

TOPICS
3

耐震改修工事の補助も行っており、**最大40万円の補助金**が受けられます。
世帯所得に応じて60万円まで

★一定基準の改修工事をすると、上記補助金の他に、税金の減額も受けられます。

昭和56年6月以降に建てられた木造住宅について

阪神淡路大震災・熊本地震では、昭和56年以降の比較的新しい木造住宅の一部においても倒壊等が発生しています。そのため、特に建築基準法の構造規定が改正された平成12年5月以前の木造住宅についても、しっかりとメンテナンスを実施し、性能を維持していくことが大切です。
昭和56年6月～平成12年5月に建てられた木造住宅は耐震診断の補助対象外ですが、建築士が耐震診断を3千円で行っています。

高齢者向け返済特例制度

当日、専門家がお答えします!

高齢者向け返済特例制度は**毎月利息だけを返済!**

国の政策や支援の下作られた新しい制度です。快適な老後のために自宅をリフォームしたい。でも資金が…。そんな悩みを解決してくれるのは、自分で築いた資産を活用する、住宅金融支援機構の高齢者リフォームローンです！

対象：耐震改修工事又はバリアフリー工事を含むリフォーム工事を行う60歳以上で持ち家の方

- 住宅金融支援機構が最高1,500万円までご融資
- ご存命中の毎月のご返済は利息のみ
- 元金はお亡くなりになったときの一括返済
- 一般財団法人高齢者住宅財団が連帯保証

例 耐震改修工事で融資額**300万**の場合、月々の支払いは**3,625円**($300\text{万円} \times 1.45\% \div 12\text{ヶ月} = 3,625\text{円}$)
※ 令和5年(2023)年1月に申し込まれた方の金利で試算

お申込み方法

◎FAXでお申込みの方は申込書にご記入のうえ、FAX**072-722-2466**へ
送信下さい。

◎お電話、メールでも受け付けています。

■ 建築相談 申込書

フリガナ			ご参加 人数	人	電話番号
氏名	様				
住所	〒				